

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 38 号

函館市手数料条例および函館市緑化条例の一部を改正する  
条例の制定について

函館市手数料条例および函館市緑化条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例および函館市緑化条例の一部を改正する条例  
次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」  
を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(1) 函館市手数料条例（平成 12 年函館市条例第 12 号）別表第 13

(2) 函館市緑化条例（昭和 49 年函館市条例第 45 号）第 5 条第 3 項  
第 1 号

附 則

この条例は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

（提案理由）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い規定を整  
備するため